

検査結果事例集 総論

～監査品質の向上を目指して～

2012(平成24)年 秋
公認会計士・監査審査会
会長 友杉 芳正

公認会計士・監査審査会の組織

- (1) **公認会計士・監査審査会** ⇒ 平成16(2004)年4月1日、金融庁に設置された合議制の行政機関。構成は、会長1名、委員9名(常勤委員1名、非常勤委員8名)の計10名。会長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命。会長及び委員は、在任中、その意に反して罷免されない。
- (2) **事務局** ⇒ ①事務局長、②総務試験室、③審査検査室、で構成される。
- (3) **総務試験室** ⇒ ① 公認会計士試験の実施、② 公認会計士等の懲戒処分の調査審議、③ 事務局全体の総合調整
- (4) **審査検査室** ⇒ ①監査法人等の監査業務の運営状況に関する審査・日本公認会計士協会の事務の適正性についての審査、② 監査法人・外国監査法人等(監査事務所、被監査会社)及び日本公認会計士協会に対する検査。

● 金融庁の組織 ●

金融担当大臣
副大臣 大臣政務官



長官

審判官

総務企画局

- 総括審議官 (2)
- 審議官 (4)
- 参事官 (10)

- 総務課
- 政策課
- 企画課
- 市場課
- 企業開示課

検査局

- 総務課
- 審査課
- 検査監理官

監督局

- 総務課
- 銀行第一課
- 銀行第二課
- 保険課
- 証券課

証券取引等
監視委員会

委員長
委員 (2)

事務局

- 次長 (2)

- 総務課
- 市場分析審査課
- 証券検査課
- 証券検査監理官
- 課徴金・開示検査課
- 特別調査課

公認会計士
監査審査会

会長
委員 (9)

事務局

- 総務試験室
- 審査検査室

21世紀の会計不正・粉飾の増加

- 2001年、**エンロン**破綻と**アーサーアンダーセン**会計事務所（2002年解散）
- 2004年、**カネボウ**粉飾と**中央青山監査法人**（2007年業務停止処分、解散）
- 2006年、**ライブドア**事件と**港陽監査法人**（2006年自主解散）
- 2011年、**大王製紙**と**有限責任監査法人トーマツ**、**オリンパス**と**有限責任あずさ監査法人**・**新日本有限責任監査法人**

◆ 企業不祥事の発生と監査対応の関係 (① ⇒ ② ⇒ ③)は、

① 「監査基準の改訂強化」から

② 「ピアレビュー (peer review) の導入」へ、さらに

③ 「行政機関の検査・勧告・指示」への関与に進展した。

◆ ①②「自主規制」+③「公的規制」=「総合監視規制」へ

公的監視規制

★ アメリカの直接方式

アメリカの「公開会社会計監督審査会」(PCAOB : Public Company Accounting Oversight Board) は、「企業改革法 (SOX法)」に基づき、2002年に設立された非営利法人。SECが監督。エンロン事件が契機。 ⇒ ① 上場会社を監査する監査事務所の登録、② 監査基準、品質管理基準、倫理・独立性規則等の策定、③ 監査事務所に対する検査 (inspection) (大手監査事務所は毎年、その他は、少なくとも3年に1回)、④ 監査事務所等に対する調査 (investigation) 及び懲戒処分 (登録の抹消や停止、制裁金 (罰金)、改善勧告)、⑤ 企業改革法、PCAOB規則の遵守の執行

★ 日本の間接方式

日本では、西武鉄道事件、カネボウ事件などから、公認会計士法により、公益保持・投資者保護のため、① JICPAの品質管理レビューを前提に、② 公認会計士監査の品質管理を強制的にチェックすることになった。 ⇒ 平成16(2004)年4月1日に、公認会計士・監査審査会 (Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board: CPAAOB) が、金融庁に設置された。

監査監督機関

(1) 公認会計士・監査審査会の主な3つの役割業務

- ① 日本公認会計士協会による「品質管理レビュー」に対する審査及び検査の実施 ⇒ 「監査の基準」の準拠性違反が多い場合には、金融庁長官への行政処分の勧告が可能。
- ② 公認会計士試験の実施
- ③ 公認会計士等に対する懲戒処分の調査・審議

(2) 諸外国の加盟監査監督機関 ⇒ 44か国

PCAOB(米国) Public Company Accounting Oversight Board

CPAB(カナダ) Canadian Public Accountability Board

POB(英国) Public Oversight Board

H3C(フランス) Haut Conseil du commissariat aux comptes 等

(3) 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators) の開催

品質管理レビューに対する審査・検査

- (1) 日本公認会計士協会による「品質管理レビュー」の実施を前提に、審査会の「審査・検査」が行われる補完形態。⇒「自主規制」の「私的コントロール」に対して、「公的規制」の「公的コントロール」が課せられる「二重チェック・システム」。
- (2) 審査会の職務権限は公認会計士法で規定 ⇒ 監査の公正性を確保するため、①「報告・検査」は「公益又は投資者保護のため、必要かつ適当であると認めるとき」、②「検査権限」は「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」、③「摘発性・批判性」ではなく「教導性・指導性」に重点。
- (3) 審査会の「審査・検査」の要点は5点である。
⇒ ① 監査法人等が表明した「監査意見」そのものの適否を見るのではないこと、②「一般に公正妥当と認められる監査の基準」に準拠した監査業務がなされているかを確認すること、③ 日本公認会計士協会の「品質管理レビュー」の一層の機能向上を図ること、④ 監査事務所の業務の適正な運営の確保を図ること、⑤「監査品質を高める」ことを目的とする。

審査・検査の基本指針・基本計画

(平成24年4月9日改定)

(1) 基本指針の視点

- ① 公益的立場に立ち、監査の品質の確保・向上を図る、② 国際的動向への積極的対応を図る、③ 内外に対する情報発信を行う。

(2) 基本指針の目標

- ① 協会の品質管理レビューの一層の機能向上
 - ② 監査事務所、外国監査法人等における監査業務の適正な運営の確保
-

(1) 大規模監査法人等への検査基本計画

- ① 監査対象上場会社企業数100社以上、又は常勤監査実施者1000名以上は、原則実施、② 監査対象として、比較的多数の上場会社

(2) 中小規模監査事務所への検査基本計画

- ① 監査契約の締結、業務管理態勢の整備等、② 協会の品質管理レビュー後の改善への取り組み等の検証

審査・検査の改正要点

- ① **リスク・アプローチ** の導入により、監査法人、監査業務のリスクに応じたメリハリある審査・検査の実施
- ② 検査結果通知後、「**報告徴収**」により、監査事務所の改善状況のフォローを実施 ⇒ **外国監査法人**にも実施
- ③ 監査人と監査役との**コミュニケーション**の検査の実施 ⇒ 会社法397条(監査役等への通報)、会社計算規則127条4号(監査人の適正な職務遂行の確保)、同131条1号・3号(監査人は体制に関する事項の監査役への通知)、金融商品取引法193条の3(法令違反等事実の通知)
- ④ **監査人の交代、投資ファンドの監査、監査報酬依存度** の実態の把握
- ⑤ 原則、検査について全件、**検査モニター**を実施する。
- ⑥ 検査結果を踏まえて、審査会の検査官と協会レビュアーとの**意見交換**の実施、取引所・関係機関との**意見交換**の実施

審査・検査の実施状況、勧告

審査の実施状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
件数	94	140	139	131	120	83	99	86

検査の実施状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
件数	2	12	13	11	5	7	9	9

金融庁長官への勧告

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
件数		4	3	5	1	1	1	2

※H20年度までは事務年度(7月～翌6月)、H21年からは会計年度(4月～翌3月)

報告徴収

平成20年度報告徴収	対象事務所	実施事務所
監査法人	52	17
個人事務所	79	20
平成21年度報告徴収		
監査法人	65	19
個人事務所	55	17
平成22年度報告徴収		
監査法人	41	16
個人事務所	42	16
平成23年度報告徴収		
監査法人	52	23
個人事務所	47	8

検査結果事例集

(平成24年8月6日公表)

監査品質を高め、公益の確保、投資者保護の観点から、

- (1) 検査における主な指摘事例の公表
- (2) 監査事務所による自主的取り組みの促進
- (3) 市場関係者への説明会、情報発信の強化

★ 「品質管理編」の検査指摘の主な項目 ⇒ 8分類: ①業務管理体制、②職業倫理及び独立性、③契約の新規の締結及び更新、④採用、教育・訓練、評価及び選任、⑤監査調書、⑥監査業務に係る審査、⑦品質管理システムの監視、⑧共同監査 ⇒ 「検査における着眼点」「検査結果の概要」、「監査事務所に求められる対応」を記載した。

★ 「個別監査業務編」の検査指摘の主な項目 ⇒ 4分類: ①リスク・アプローチに基づく監査計画の策定及びリスク対応、②会計上の見積りの監査、③財務報告に係る内部統制の監査、④その他の監査手続 ⇒ 「検査における着眼点」、「監査手続を実施する際の留意点」を記載した¹³

最近の不正の巧妙化と監査

(1) シニア コミュニケーションの粉飾 ⇒ 信書開封罪 違反(公認会計士が投函した郵便を、間違って投函したとして回収し、自社に都合よく記載後、被監査会社の近くから投函)

(2) FOIの粉飾 ⇒ 約118億円のうち、約115億円の粉飾。 ⇒ 公認会計士は、なぜ見抜けなかったのか? ⇒ 架空循環取引の不正発見は難しいと言われる。 ⇒ 株主代表訴訟へ

(3) 林原の30年間の粉飾 ⇒ 2011年会社更生法適用。架空売掛金、簿外債務等の会計処理。 ⇒ 会計監査人監査を受けず、監査役監査が機能していない。 ⇒ 罰則は過料100万円以下(会社法976条)、会計監査人の設置は登記事項(会社法911条)、会計監査人未設置会社(推計500社程度?)、金融機関による信用リスク管理上の問題として、融資先の税務申告書は入手しても監査報告書の未入手 ⇒ 金融機関検査で確認へ

(4) オリンパスの巧妙な不正取引(FA報酬、のれんの減損等)の発見の困難性の増加 ⇒ 不正未発見に対する公認会計士監査への批判増加。2012年6月から、不正対応の監査基準の改訂作業が開始。7月に、新日本とあずさの各監査法人に対し業務改善命令。

循環取引不正と監査

(1)「金融商品取引法における課徴金事例集」(平成24年7月)

証券取引等監視委員会によれば、開示書類の虚偽記載等に対する課徴金の勧告事案が増加し、課徴金納付命令の開示企業数が増加している。 ⇒ 罰則強化が必要では？

平成18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
3件	8件	11件	9件	19件	11件	4件

(2) 平成23年9月15日、JICPA会長通牒「循環取引等不適切な会計処理への監査上の対応等について」が、また平成20年7月から公表の「監査提言集」には「監査手続実施に際しての留意点」が取り上げられている。 ⇒ 「マニュアル化」と「形式的な対応」に終始している監査手法が増加している中、偽装された循環取引の発見の困難性が増している。

(3) 不正が発覚したとき、**監査人**は正当な注意を払い、懐疑心を発揮して監査を実施した「説明責任を果たせるか」が重要！₁₅

公認会計士と不正

(1) 「**職業的懐疑心**」の発揮では、監査人の監査実施の前提が、①「**経営者が誠実である**」から、②「**誠実・不誠実に対して中立の態度**」へ、③「**推定的疑い (presumptive doubt) の態度 (疑ってかかる監査人の姿勢)**」へと、変化してきている。

(2) 不公正ファイナンス、経理顧問として不正に関与するケースなどがみられる。 ⇒ 監査人は **誰のための監査か (経営者ではなく、投資者のため)** を認識しなければならない。

(3) **監査人の交代** ⇒ 短期間での監査人の交代、不自然な後任監査人の就任、**監査受嘱リスクの検討不足**などが指摘されている。 ⇒ **監査報酬ダンピング**など！

(4) 公認会計士の「**監査人の経験不足**」、「**監査基準等の知識不足**」、「**重要事象の注意不足**」、「**監査リスクの重要性の認識不足**」などによる「**不正未発見が多い**」との批判がある。

監査人への期待

◆ 優良会計士・未熟会計士・悪徳会計士の3分類 ◆

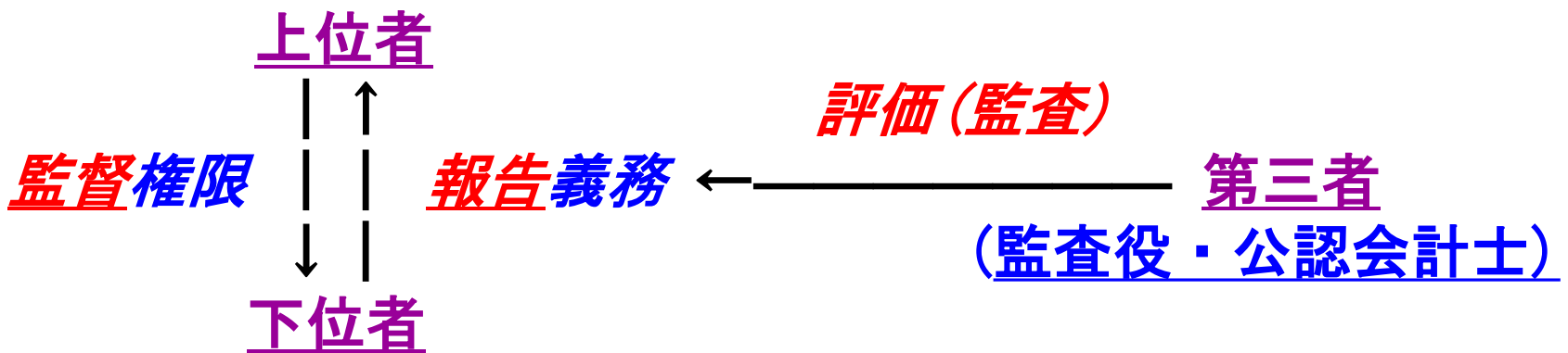
レベル1: 期待される「優良会計士」としての監査人は、職業的専門家として、監査品質を高めるため、重要な監査手続の実施、正当注意義務の水準・職業的懐疑心の保持など、切磋琢磨し、良識・品位・品格を確保する。 ⇒「さすが会計士さん！」として信頼されるプロの評価を獲得する必要がある。

レベル2: 品質不良の「未熟会計士」にならないレベルアップ努力・継続的専門研修(CPE)が必要 ⇒ 監査品質の不良・未熟さを自覚し、自助努力が必要 ⇒ 公認会計士の品質不良行動が社会的地位を下げるため、専門領域の制度化が必要か？

レベル3: 確信犯的な「悪徳会計士」を排除する必要 ⇒ 倫理観を堅持し、誘惑に負けないコンプライアンス遵守が重要 ⇒ 職業的専門家の自覚要請、罰則強化、監査業界からの追放？

監査の原点

◆ 3人(上位者・下位者・第三者)の存在が前提 ◆



- (1) **監督機能**は「**ライン機能**」のため「**支配命令是正権**」
- (2) **監査機能**は「**スタッフ機能**」のため「**助言・勧告権**」
⇒ **監査には司法捜査権、監督権はなく、指導性が理念**
- (3) **第三者評価**は「**①独立性・②専門性・③意見表明**」の
3要件が必須

公認会計士の使命について

1. 公認会計士法 第1条(公認会計士の使命)

公認会計士 (Certified Public Accountant : **CPA**) は、

- ① 監査 及び 会計の専門家 として、
 - ② 独立した立場 において、
 - ③ 財務書類 その他の財務に関する 情報の信頼性を確保 することにより、
 - ④ 会社等の 公正な事業活動、投資者及び債権者の保護 等を図り、もつて
 - ⑤ 国民経済の健全な発展に寄与 することを使命とする。
-

2. 「監査は不正との戦いの歴史である!」

- ① 公認会計士は、公益 (public interest) の実現のため、倫理観、高潔性、独立性 を保持し、社会の期待に応える必要。
- ② 公認会計士は「士業」として信頼され、NOと言える「厳正・厳格な監査」を実施する「自律人意識」が必要。
- ③ 「accounting profession」として、正当な注意のもと、職業的懐疑心 を発揮することにより、監査品質を高める 必要。

要望！

グローバル社会への進展を意識
し、プロの優良会計士として、監査
品質を高めるため、監査対応を見
誤ることなく、戦略的・効果的に
監査を実施 することを強く要望い
たします！